

災害支援ナースについて

厚生労働省医政局 地域医療計画課、看護課

厚生労働省健康・生活衛生局 健康課

厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部 感染症対策課

改正医療法等に基づく災害支援ナース （災害・新興感染症対応）の養成・派遣 について

災害支援ナース（災害・新興感染症対応）の養成・派遣の目的

- 従前より災害支援に貢献していただいていた災害支援ナースによる災害時の派遣に加えて、新興感染症発生・まん延時の派遣にも対応できる看護職員の養成を推進し、円滑な派遣調整のための仕組みを整備することにより、
新興感染症の発生・まん延時に、都道府県において迅速に看護職員等の確保を図るための体制の整備を推進する。
- これまでの災害支援ナースの派遣は、日本看護協会の活動として、法令等の根拠が無く、ボランティア活動と位置づけられ、手当が支給されない、事故補償が曖昧である等の課題があり、活動が不安定であるとともに、活動参加の制約になっていた。

このため、令和6年度以降、災害支援ナース（災害・新興感染症対応）の養成を、DMATやDPATと同様に、厚生労働省が実施することとし、改正医療法の「災害・感染症医療業務従事者」と位置づけ、都道府県・医療機関間の協定に基づく業務と位置づけることにより、
災害救助法・改正感染症法の規定に基づき、派遣に係る実費を公的に負担し、災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境を整備する。

災害支援ナースとは

◎現行の災害支援ナースの概要

- ✓ 災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、日本看護協会及び都道府県看護協会において養成。
- ✓ 災害支援ナースの主な活動内容
 - ・ 被災した医療機関における看護業務
 - ・ 避難所の環境整備や感染症対策
 - ・ 避難所における心身の体調不良者に対する受診支援、医療チームへの橋渡し、救急搬送 等

◎現行の災害支援ナース登録者数

10,251人（令和3年3月末現在）（内訳：保健師 138人、助産師 242人、看護師 9,767人、准看護師 116人）
注）一人が複数の免許を登録しているケースもあるため、登録者数の合計とは一致しない

◎災害支援ナースの活動実績

日時	災害名称	派遣実績
2011年3月	東日本大震災	日本看護協会による派遣調整（40都道府県看護協会：延べ3,770人）
2016年4月	熊本地震	熊本県看護協会：延べ273人、日本看護協会による派遣調整（15都府県看護協会：延べ1,688人）
2018年7月	平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛県看護協会、日本看護協会による派遣調整（6府県看護協会：延べ336人）
2018年9月	北海道胆振東部地震	北海道看護協会：延べ248人
2019年9月	房総半島台風	千葉県看護協会：延べ79人
2019年10月	東日本台風	宮城・福島・栃木・長野県看護協会：延べ265人、日本看護協会による派遣調整（2県看護協会：延べ208人）
2020年7月	令和2年7月豪雨	熊本・大分県看護協会

予算・制度に基づく対応

- 新興感染症発生・まん延時の他の医療機関への派遣などにも対応できるよう、災害支援ナースの活動を充実。
- 災害支援ナース(災害・新興感染症対応)を改正医療法の「災害・感染症医療業務従事者」と位置づけ、都道府県・医療機関間の協定に基づく業務と位置づけることにより、災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境を整備。

災害支援ナース（災害・新興感染症対応）に係る予算・制度

- 令和4年度第2次補正予算：新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業（研修実施）
日本看護協会及び都道府県看護協会において、災害支援ナース（新興感染症及び災害の発生・まん延時に、他の医療機関等への派遣に迅速かつ適確に対応できる看護職員）を養成するための研修を実施し、研修修了者のリスト管理を行う。
- 令和5年度当初予算：新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業（日本看護協会への補助事業）
 - ①日本看護協会及び都道府県看護協会において、災害支援ナース養成研修を実施し、研修修了者のリスト管理を行う。
 - ②日本看護協会において、全国レベルで看護職員等の派遣を調整できる体制を構築する。
- 令和6年度概算要求：災害・感染症に係る看護職員等確保事業（日本看護協会への委託事業）
 - ①日本看護協会及び都道府県看護協会において、災害支援ナース養成研修を実施し、研修修了者のリスト管理を行う。
 - ②日本看護協会において、全国レベルで看護職員等の派遣を調整できる体制を構築する。



- 令和4年12月に成立した改正医療法・改正感染症法において、以下の仕組みが法定化（令和6年4月施行）。
 - ✓ 厚労大臣から委託を受けた者が実施する研修の修了等の厚労省令で定める基準を満たした医療従事者を「災害・感染症医療業務従事者」として登録。
 - ✓ 都道府県知事からの求めに応じて、厚労大臣から委託を受けた者は、「災害・感染症医療業務従事者」のリストを都道府県知事に対して提供。
 - ✓ 都道府県知事と医療機関の間で、「災害・感染症医療業務従事者」の他の医療機関等への派遣（県内・県外）に係る協定を締結。
 - ✓ 災害救助法・改正感染症法の規定に基づき、派遣に係る費用を公的に負担（都道府県、国庫）
- 令和6年4月から、DMAT・DPATと同様、災害支援ナースについても、「災害・感染症医療業務従事者」に位置づける予定。これによって、災害救助法・改正感染症法の規定に基づき、派遣に係る費用を公的に負担（都道府県、国庫）し、災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境を整備する。
 - ※ 改正医療法の施行前の令和5年度に災害支援ナース養成研修を修了した災害支援ナースについても、「災害・感染症医療業務従事者」に位置づける。

災害支援ナースの派遣の仕組み①：平時の体制整備

看護職員の派遣

協定締結医療機関

都道府県と締結した協定に基づき、看護職員を派遣

- ✓ 派遣可能な看護職員を選定し、必要な研修・訓練を受講させておく。
- ✓ 災害・新興感染症発生時において、看護職員の派遣を行いつつ、医療提供を行うための体制を事前に決定。

※改正医療法・改正感染症法の協定は一体的に締結

※看護職員の派遣も含めた協定締結医療機関の候補と考えられる医療機関

- ✓ 新型コロナ「保健・医療提供体制確保計画」において、協定等に基づき、看護職員の派遣に対応できるものと登録している医療機関(全国で約2.7千の医療機関、看護師約4千人)
- ✓ 診療報酬「重症患者対応体制強化加算」※を算定している医療機関
- ✓ 現行の「災害支援ナース」が所属している医療機関等

※「重症患者対応体制強化加算」【令和4年診療報酬改定】(施設基準)

- ・ 新興感染症の発生等の有事の際に、都道府県等の要請に応じて、他の医療機関等の支援を行う看護師(集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を3年以上有する)が2名以上確保されていること。
- ・ 集中治療を必要とする患者の看護に関する研修の講師として参加すること。

※救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の算定が必要。

看護職員の派遣に係る協力を依頼・受諾

研修等を周知

看護職員の派遣も含めた協定を締結

看護職員の派遣調整

都道府県

災害・新興感染症発生時に看護職員を派遣

- ✓ 医療機関に協力を呼びかけ、受諾した医療機関と、看護職員の派遣も含めて協定締結
- ✓ 「協定締結医療機関・派遣可能看護職員リスト」を整備
- ✓ 災害・新興感染症発生時における看護職員の派遣調整実務の実施方法を事前に決定

派遣調整実務の実施を委託可能

都道府県看護協会 その他の法人

※委託せず、都道府県による直接実施も可能

災害・新興感染症発生時における派遣調整実務の実施

- ✓ 派遣調整実務(スケジュール、人数、業務内容等)の実施に向けた準備

研修・訓練を受講

看護職員の研修・登録管理 全国派遣調整

厚生労働省

人材育成・全国派遣調整

事務を委託

日本看護協会

研修企画・実施及び修了者管理、全国派遣調整実務の実施

- ✓ 災害支援ナース養成研修を企画、オンデマンド研修を実施
- ✓ 災害支援ナース(研修修了者)のリストを整備・管理
- ✓ 全国レベルでの看護職員等の派遣調整実務(スケジュール、人数、業務内容等)の実施に向けた準備
- ✓ 円滑な派遣調整のため、医療関係の職能団体・病院団体によって構成される調整会議を設置・開催

都道府県における研修関連事務を委託

都道府県看護協会

研修実施・修了者登録

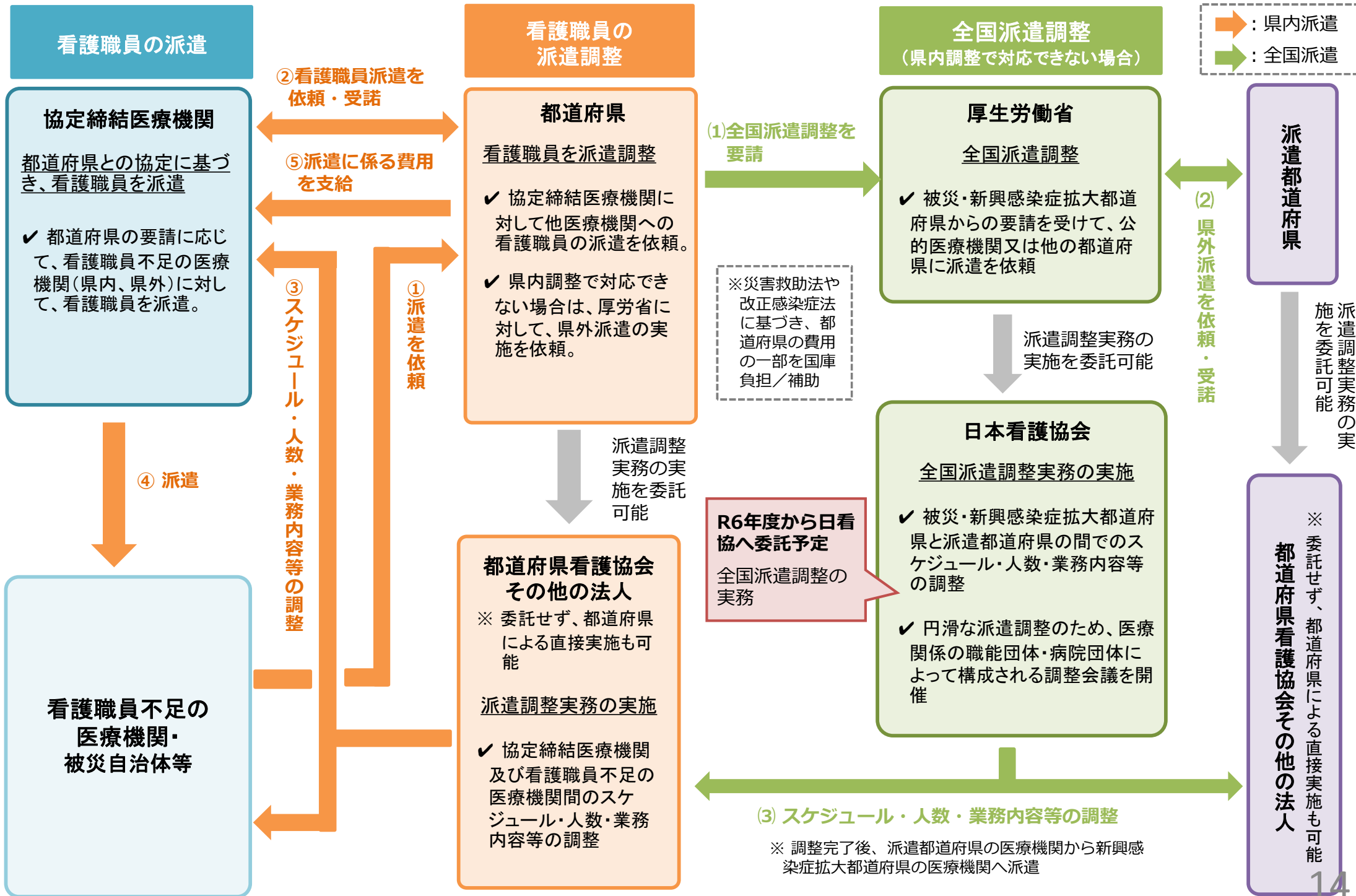
- ✓ 都道府県における研修・訓練を実施
- ✓ 養成研修修了者に係る情報を日本看護協会に登録

R6年度から日看協へ委託予定

- ①災害支援ナース養成研修の実施や、研修修了者のリスト整備・管理
- ②全国派遣調整の実務

都道府県の求めに応じて、災害支援ナースリストを提供

災害支援ナーズの派遣の仕組み②：災害・新興感染症発生時の対応



災害支援ナース（災害・新興感染症対応）に係る留意事項

- 災害支援ナースの活動内容や派遣方法を定めた「災害支援ナース活動要領（案）」及び都道府県知事と医療機関（病院・診療所）の管理者が締結する「協定のひな形」、「協定ひな形の解説」について、厚生労働省医政局から各都道府県にお示ししている。
- 医療法に基づく協定の対象となる病院、診療所に勤務していない災害支援ナースについては、コロナ禍における派遣等の実績もあることを踏まえて、都道府県が、地域の実情に応じて、病院、診療所以外の施設についても医療法の協定に倣い、災害支援ナースの派遣に係る協定を締結することは可能である。
こうしたケースにおける具体的な派遣の実施方法については、地域の実情等に応じて、都道府県ごとに判断を行うこととなるが、例えば、①病院、診療所以外の施設（訪問介護事業所、助産所等）と都道府県が協定を締結する、②都道府県看護協会が医療機関に勤務していない災害支援ナースを雇用した上で都道府県と協定を締結する、③都道府県が災害支援ナースを直接雇用するなどといった形で派遣を実施することが考えられる。
- なお、改正医療法では、協定を締結した医療機関（病院・診療所）が、正当な理由がなく、協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、都道府県知事が勧告、指示、公表を行うことができる規定が設けられているが、医療法に基づく措置を行う前に、都道府県と医療機関での話し合いに基づく調整を実施することが重要。
「正当な理由」については、災害等の状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要。

例えば、「正当な理由」には、以下のような事案が考えられる。

（例）災害の場合

- ・ 所属医療機関が所在する地域の被害により、災害支援ナースの派遣が可能な人員を確保できない場合。
- ・ 所属医療機関の被害状況により、災害支援ナースの派遣が可能な人員を診療体制の維持に従事させることが必要な場合。
- ・ 想定を大きく上回る災害等により、人員や設備が不足し、災害支援ナースの派遣を行うことが困難な場合。（災害等の対応を優先し他機関への派遣の事務等を行うことが困難な場合を含む）

（例）感染症の場合

- ・ 感染拡大により派遣可能な人員が感染し、災害支援ナースの派遣が可能な人員を確保できない場合。
- ・ ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なったため、所属医療機関の感染症診療に派遣可能な災害支援ナースに従事させる必要がある場合。
- ・ 想定を大きく上回る感染拡大等により、人員や設備が不足し、災害支援ナースの派遣を行うことが困難な場合。（感染症等の対応を優先し他機関への派遣の事務等を行うことが困難な場合を含む）

- 厚生労働省においては、災害・新興感染症発生時に必要となる医療従事者の確保を一体的かつ迅速に実施するため、DMAT・DPAT・災害支援ナースに係る業務を医政局地域医療計画課において一元的に実施する体制を構築する。

都道府県へのお願い

1. 医療機関等との協定締結について

- 災害支援ナース協定書ひな形を参考として、貴都道府県における災害医療、感染症医療、医療人材の担当部局において、緊密に連携いただきながら、改正医療法・改正感染症法に基づき、災害支援ナースの派遣を含めた医療機関との協定を積極的に締結していただくよう、お願いいたします。
- こうした協定締結に向けた取組を推進するため、都道府県看護協会や都道府県医師会等と連携しつつ、医療機関への積極的な呼びかけ等を通じて、災害支援ナース養成研修の積極的・計画的な受講を推進していただくよう、お願いいたします。
- なお、医療法に基づく協定は、病院、診療所を対象としていますが、災害支援ナースは、病院、診療所のほか、訪問看護事業所等にも所属していますので、協定ひな形を参考として、地域の実情に応じて病院、診療所以外の施設とも医療法の協定に倣い、協定を締結することを検討願います。
また、所属施設のない災害支援ナースについても、地域の実情に応じて、例えば、都道府県が災害支援ナースを直接雇用する、あるいは、都道府県看護協会が災害支援ナースを雇用した上で、都道府県と都道府県看護協会が協定を締結し、派遣を行うなどの体制整備を検討願います。

2. 災害・感染症発生時に必要となる医療従事者の確保・派遣体制の整備について

- 災害支援ナース活動要領（案）を参考として、貴都道府県における災害支援ナースの派遣調整（県内・県外）の実施体制を構築いただきますよう、お願いいたします。その際、例えば、派遣調整の実務を都道府県看護協会その他の法人に委託するなど、地域の実情に応じて、効率的・効果的な体制の構築を検討願います。
- 災害・新興感染症発生時に必要となる医療従事者（災害支援ナースのほか、DMAT、DPATなど）の確保を一体的かつ迅速に実施するため、貴都道府県における体制構築に向けた検討を推進願います。